ID:　156

担当部署:　都市政策部 都市戦略室 建築住宅課

処分の概要	不正行為により従前居住者用住宅の使用料等を免れた者に対する過料
例規名 根拠条項	芦屋市震災復興地区住宅市街地整備総合支援事業に係る従前居住者用住宅の設置及び管理に関する条例　第15条(芦屋市営住宅の設置及び管理に関する条例第69条の準用)
例規番号	平成8年条例第27号

【根拠条文】

(準用)

第15条　前各条に定めるもののほか、従前居住者用住宅を芦屋市営住宅の設置及び管理に関する条例(平成9年芦屋市条例第31号。以下「市営住宅条例」という。)第2条第1号に規定する市営住宅とみなして、市営住宅条例第4条、第12条第3項及び第4項、第14条、第20条、第24条、第37条から第39条まで、第41条から第44条まで、第45条の2、第47条、第48条から第51条まで及び第69条の規定は、従前居住者用住宅の管理について準用する。ただし、市営住宅条例第4条の規定は、第4条第3項の規定により従前居住者用住宅に入居できる者が入居せず、又は居住しなくなった場合に限る。

【基準】

準用する芦屋市営住宅の設置及び管理に関する条例第69条の規定による。

(罰則)

第69条　市長は、入居者が詐欺その他の不正行為により、使用料又は入居保証金の全部若しくは一部の徴収を免れた入居者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科する。

備考

設定年月日	平成28年4月1日	**最終変更年月日**	令和5年4月1日